

現場説明書

1 工事名称

公立学校共済組合中国中央病院 血液疾患病室 PAC-10・11 系統空調機更新工事

2 工事場所

広島県福山市御幸町大字上岩成 1 4 8 番 1 3

公立学校共済組合中国中央病院 4 階南病棟内血液疾患病床区域

3 発注者

公立学校共済組合中国中央病院 病院長 玄馬 顕一

4 工事期間

請負契約締結の翌日から、令和 8 年 2 月 2 8 日（土）まで。

5 工事内容

下記に示す図面による。

(1) 計画図面

・特記仕様書	}
・機械設備工事	

機械設備図

(2) 現場説明書（本書）

(3) 工事内容説明書

6 交付図書

(1) 計画図面

・特記仕様書	}
・機械設備工事	

機械設備図

(2) 現場説明書（本書）

(3) 工事内容説明書

7 施工に関する事項

施工に当たっては、関係法令に基づき所要の安全対策を講じるものとする。

なお、来院者及び職員に対し、事故防止のための措置を講じるものとする。

(1) 工程管理

受注者は、工事工程表に基づき、工期内完成を厳守すること。

なお、工事契約締結後速やかに全体工程表を、施工日の 1 週間前までに詳細工程表（週間工程表を含む）を作成し、監督職員に説明を行い、承諾を受けた上で施工に取り掛かること。

(2) 作業日・作業時間等

原則、平日・土日祝日に関わらず、午前8時30分から午後17時15分までとする。その他の作業時間については、監督職員と協議し、事前に作業の承諾を得ること。

なお、騒音対策等、施設運営に支障の出ないようにすること。

(3) 現場事務所

工所用仮設資材置き場を必要とする場合は、監督職員と協議の上、承諾を得ること。

(4) 工所用電力・施設の利用等

① 工所用電力:建物内分電盤予備回路より分岐する。

② 作業員用便所:指定便所(1階トイレ)を利用することができる。

③ 駐車場は、監督職員と協議の上使用できるものとする。ただし、受注者において駐車場の管理及び清掃を徹底すること。

④ 敷地内及び建物内は禁煙である。

(5) 養生等

工事中は、汚損しないように養生を行うこと。

重量物を搬出入する際は傷をつけないように養生を行うこと。

(6) 工事写真

工事写真は、文部科学省の工事写真撮影要領を参考にして撮影等を行うものとし、事前に「工事写真撮影計画書」を作成し、監督職員の承諾を得ること。

※工事着工前に必要箇所の現況写真を撮影し残すこと。

(7) 取扱い説明等

今回設置の機器の取扱い方法について監督職員に説明を行うこと。その時期、方法については監督職員と事前に打ち合わせを行い決定すること。

8 提出書類

本工事契約後、速やかに現地調査及び監督職員とヒアリングを行い、施工計画書・機器製作承諾図を作成し、監督職員の承諾を得ること。

作業手順書、搬出入計画は、工事实施の30日前までに作成し、監督職員の承諾を得ること。

以下の書類を工事前に発注者に1部提出すること。

書類名	提出時期	備考
施工計画書	契約締結後速やかに	マスター工程、工事業者体制、品質管理、連絡体制、安全管理等を記載
機器製作承諾図	契約締結後 30 日以内	納入予定の機材の承諾図を提示
施工図	工事実施の 30 日以内	工事の内容がわかるもの 停電範囲を明確に表したもの
作業手順書	工事実施の 30 日以内	停電計画、搬出入計画、仮設計画含む
週間工程表	工事作業日の 7 日以内	

9 完成図書

監督職員の指示に某つき提出すること。

なお、紙媒体はパイプファイル又は紙ファイルで提出すること。

電子媒体はCD-R とする。

10 その他事項

(1) 近隣関係

工事に伴う苦情等の申し入れがあった場合は、受注者の責任において適切な対応を行うこと。

(2) 変更等

受注者は、本工事において発生した設計図書の変更内容について適切に対応すると共に、工事費の増減が発生した場合は、工事請負契約額の範囲内で取り進めるための提案等を行い、管理に努めること。

(3) 仮設計画

資材置場、駐車場の位置、規模などは病院担当者と協議し効率良く配置することとし、仮設計画書を作成し、病院担当者に提出する。また、本工事は使用している病 院 内での改修工事であり、仮設計画の際には、患者の安全対策、診療機能への影響への十分な配慮を徹底して行うこと。

(4) その他

①請負者は別紙入札公告の「競争参加資格」を満たすものとする。

②工事は各系統ごとに行うこと。系統を変える時は、患者様に部屋の移動をお願いすることになる為、その時間を確保すること。

- ③事前調査を行う際には、病院担当者と協議し、調査場所、調査時間帯等を調整の上、施設利用者等に迷惑とならない範囲にて調査を行うこと。
- ④本工事により発生する騒音、振動等についての防止基準は関係法令の基準による他、極力低騒音低振動の工法を採用すること。解体除去工事の際は、特に気を配ること。
- ⑤工事施工に必要な諸手続きは請負者にて行い、且つ、その費用を負担すること。
- ⑥資材搬入の際は、工事区域外での車輛の駐車、工事に使用する道路の維持、管理及び清掃について請負者が自主管理を徹底すること。（駐車区域は、原則として、レストラン棟サービスヤードの範囲とする。）
- ⑦工事請負者は、関連する作業部位等の納まりについて調整を行い、良質施工に向けて、工事の遂行にあたること。同様に別途工事と、本工事が円滑に取り合うよう協力すること。又、既存備品などの管理に対して、病院側の運搬等に協力すること。
- ⑧工事による廃棄物等は法に基づき適切に処理を行う。
- ⑨天井裏等、目視による事前確認の出来ない部分においての軽微な障害物の撤去、穴埋め及び補修等については、本工事内にて施工するものとする。
- ⑩建物、設備機器の取り扱い方法については、取り扱い説明会などにより病院の管理責任者に十分理解してもらえる様に努める。その時期、方法については病院担当者と事前に打ち合わせる。
- ⑪この説明書に明示されていない事項又は疑義のある事項については監督職員と協議の上、決定するものとする。

以上